

令和5年第2回亀岡市議会定例会令和6年2月特別議会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

亀岡市部設置条例（平成12年亀岡市条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 市長公室及び各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>市長公室</p> <p>(1) 秘書に関すること。</p> <p>(2) 広報広聴及びシティプロモーションに関すること。</p> <p>(3) 職員の人事、給与、厚生及び人材育成に関すること。</p> <p><u>(4) 定住促進対策に関すること。</u></p> <p><u>(5) ふるさと力向上寄附金に関すること。</u></p> <p><u>(6) 特命事項に関すること。</u></p> <p>政策企画部</p> <p>(1) 市政の総合計画並びに重要施策の調査及び立案に関すること。</p> <p>(2) 組織管理及び事務能率に関すること。</p> <p>(3) 行政改革に関すること。</p> <p><u>(4) 予算その他財務に関すること。</u></p> <p><u>(5) 情報化の推進及び行政情報システムに関すること。</u></p> <p>生涯学習部</p> <p>(1) 生涯学習及び文化行政に関すること。</p> <p>(2) 市民協働及び市民活動に関すること。</p> <p>(3) 人権擁護の推進及び啓発に関すること。</p> <p><u>(4) 地球環境子ども村に関すること。</u></p> <p><u>(5) スポーツに関すること。</u></p> <p>総務部</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 市長公室及び各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>市長公室</p> <p>(1) 秘書に関すること。</p> <p>(2) 広報広聴及びシティプロモーションに関すること。</p> <p>(3) 職員の人事、給与、厚生及び人材育成に関すること。</p> <p><u>(4) ふるさと力向上寄附金に関すること。</u></p> <p>政策企画部</p> <p>(1) 市政の総合計画並びに重要施策の調査及び立案に関すること。</p> <p>(2) 組織管理及び事務能率に関すること。</p> <p>(3) 行政改革に関すること。</p> <p><u>(4) 定住促進対策（空家対策を除く。）に関すること。</u></p> <p><u>(5) 予算その他財務に関すること。</u></p> <p><u>(6) 情報化の推進及び行政情報システムに関すること。</u></p> <p>生涯学習部</p> <p>(1) 生涯学習及び文化行政に関すること。</p> <p>(2) 市民協働及び市民活動に関すること。</p> <p>(3) 人権擁護の推進及び啓発に関すること。</p> <p><u>(4) スポーツに関すること。</u></p> <p><u>(5) 文化財の保護に関すること。</u></p> <p>総務部</p> <p>(1)～(10) (略)</p>

環境先進都市推進部

(1)・(2) (略)

市民生活部

(1)～(6) (略)

健康福祉部

(1)～(3) (略)

こども未来部

(1)・(2) (略)

産業観光部

(1)～(4) (略)

まちづくり推進部

- (1) 都市計画に関する事。
- (2) 都市整備に関する事。
- (3) 公共交通政策に関する事。
- (4) 桂川治水対策並びに国道及び府道の整備促進に関する事。
- (5) 道路、河川その他の土木に関する事。
- (6) 交通安全対策施設及び駐輪対策に関する事。
- (7) 法定外公共物に関する事。
- (8) 住宅及び建築に関する事。

環境先進都市推進部

(1)・(2) (略)

市民生活部

(1)～(6) (略)

健康福祉部

(1)～(3) (略)

こども未来部

(1)・(2) (略)

産業観光部

(1)～(4) (略)

まちづくり推進部

- (1) 都市計画に関する事。
- (2) 都市整備に関する事。
- (3) 公共交通政策に関する事。
- (4) 桂川治水対策並びに国道及び府道の整備促進に関する事。
- (5) 道路、河川その他の土木に関する事。
- (6) 交通安全対策施設及び駐輪対策に関する事。
- (7) 法定外公共物に関する事。
- (8) 住宅及び建築に関する事。
- (9) 空家対策及び活用に関する事。

亀岡市職員定数条例（昭和30年亀岡市条例第5号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長事務部局の職員 <u>525人</u></p> <p>(2) 議会事務部局の職員 亀岡市議会事務局設置条例（昭和45年亀岡市条例第21号）の定めるところによる。</p> <p>(3) 教育委員会事務部局及び教育機関の職員 <u>95人</u></p> <p>(4) 選挙管理委員会事務部局の職員（兼） 13人</p> <p>(5) 監査委員事務部局の職員 亀岡市監査委員条例（昭和39年亀岡市条例第24号）の定めるところによる。</p> <p>(6) 公平委員会事務部局の職員（兼） 3人</p> <p>(7) 農業委員会事務部局の職員 4人</p> <p>(8) 上下水道事業事務部局の職員 <u>75人</u></p> <p>(9) 病院事業事務部局の職員 138人</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長事務部局の職員 <u>565人</u></p> <p>(2) 議会事務部局の職員 亀岡市議会事務局設置条例（昭和45年亀岡市条例第21号）の定めるところによる。</p> <p>(3) 教育委員会事務部局及び教育機関の職員 <u>65人</u></p> <p>(4) 選挙管理委員会事務部局の職員（兼） 13人</p> <p>(5) 監査委員事務部局の職員 亀岡市監査委員条例（昭和39年亀岡市条例第24号）の定めるところによる。</p> <p>(6) 公平委員会事務部局の職員（兼） 3人</p> <p>(7) 農業委員会事務部局の職員 4人</p> <p>(8) 上下水道事業事務部局の職員 <u>65人</u></p> <p>(9) 病院事業事務部局の職員 138人</p>

亀岡市文化資料館条例（昭和60年亀岡市条例第23号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)												
<p>(事業)</p> <p>第2条 資料館は、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 資料の収集、整理及び保存に関すること。</p> <p>(2) 資料の調査及び研究に関すること。</p> <p>(3) 資料の展示及び利用に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、資料等の保存及び活用に関し<u>亀岡市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。</p> <p>(入館料)</p> <p>第3条 資料館の展示品を観覧しようとする者は、次表に定める額の入館料を納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通展示</td> <td>1人1回500円以内で、<u>教育委員会規則</u>で定める額</td> </tr> <tr> <td>特別展示</td> <td>1人1回1,000円以内で、<u>教育委員会規則</u>で定める額 (普通展示の入館料を含む。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定める「特別展示」とは、<u>教育委員会</u>の指定する特定のテーマによる展示とし、普通展示とは、「特別展示」以外のものとする。</p> <p>(入館料の減免)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、教育上その他特別の必要があると認めるときは、入館料を減免することができる。</p> <p>(入館料の不還付)</p> <p>第5条 既納の入館料は還付しない。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、資料館を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号の一に該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</p>	区分	入館料	普通展示	1人1回500円以内で、 <u>教育委員会規則</u> で定める額	特別展示	1人1回1,000円以内で、 <u>教育委員会規則</u> で定める額 (普通展示の入館料を含む。)	<p>(事業)</p> <p>第2条 資料館は、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 資料の収集、整理及び保存に関すること。</p> <p>(2) 資料の調査及び研究に関すること。</p> <p>(3) 資料の展示及び利用に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、資料等の保存及び活用に関し<u>市長</u> _____ が必要と認めること。</p> <p>(入館料)</p> <p>第3条 資料館の展示品を観覧しようとする者は、次表に定める額の入館料を納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通展示</td> <td>1人1回500円以内で、<u>規則</u> _____ で定める額</td> </tr> <tr> <td>特別展示</td> <td>1人1回1,000円以内で、<u>規則</u> _____ で定める額 (普通展示の入館料を含む。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定める「特別展示」とは、<u>市長</u> _____ の指定する特定のテーマによる展示とし、普通展示とは、「特別展示」以外のものとする。</p> <p>(入館料の減免)</p> <p>第4条 <u>市長</u> _____ は、教育上その他特別の必要があると認めるときは、入館料を減免することができる。</p> <p>(入館料の不還付)</p> <p>第5条 既納の入館料は還付しない。ただし、<u>市長</u> _____ が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第6条 <u>市長</u> _____ は、資料館を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号の一に該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</p>	区分	入館料	普通展示	1人1回500円以内で、 <u>規則</u> _____ で定める額	特別展示	1人1回1,000円以内で、 <u>規則</u> _____ で定める額 (普通展示の入館料を含む。)
区分	入館料												
普通展示	1人1回500円以内で、 <u>教育委員会規則</u> で定める額												
特別展示	1人1回1,000円以内で、 <u>教育委員会規則</u> で定める額 (普通展示の入館料を含む。)												
区分	入館料												
普通展示	1人1回500円以内で、 <u>規則</u> _____ で定める額												
特別展示	1人1回1,000円以内で、 <u>規則</u> _____ で定める額 (普通展示の入館料を含む。)												

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又は管理者の指示に違反したとき。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。
(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は管理者の指示に違反したとき。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。
(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

亀岡市文化財保護条例（昭和43年亀岡市条例第43号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号_____）第182条第2項の規定により、本市に存在する文化財の保存及び活用のため必要な措置を講じ、市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化の向上に資することを目的とする。</p> <p>（指定）</p> <p>第6条 亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、本市に存在する有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物で国又は府の指定を受けないもののうち重要なものを亀岡市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定は、当該文化財の所有者（無形文化財及び民俗文化財のうち無形のものについては、教育委員会が認定した保持者又は保持団体。以下同じ。）の申請又は同意によるものとし、権原による占有者（以下「占有権者」という。）があるときは、その同意を得て行うものとする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（指定の解除）</p> <p>第7条 教育委員会は、指定文化財が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その指定を解除することができる。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により指定を解除したときは、その旨を公示するとともに、当該文化財の所有者等に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の通知を受けたときは、所有者等は、直ちに指定書を教育委員会に返還しなければならない。</p> <p>（選定）</p> <p>第8条 教育委員会は、本市に存在する文化的景観及び伝統的建造物群で国又は府の選定を受けないもののうち重要なものを亀岡市選定文化財（以下</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定により、本市に存在する文化財の保存及び活用のため必要な措置を講じ、市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化の向上に資することを目的とする。</p> <p>（指定）</p> <p>第6条 市長_____は、本市に存在する有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物で国又は府の指定を受けないもののうち重要なものを亀岡市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定は、当該文化財の所有者（無形文化財及び民俗文化財のうち無形のものについては、市長_____が認定した保持者又は保持団体。以下同じ。）の申請又は同意によるものとし、権原による占有者（以下「占有権者」という。）があるときは、その同意を得て行うものとする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（指定の解除）</p> <p>第7条 市長_____は、指定文化財が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その指定を解除することができる。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>2 市長_____は、前項の規定により指定を解除したときは、その旨を公示するとともに、当該文化財の所有者等に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の通知を受けたときは、所有者等は、直ちに指定書を市長_____に返還しなければならない。</p> <p>（選定）</p> <p>第8条 市長_____は、本市に存在する文化的景観及び伝統的建造物群で国又は府の選定を受けないもののうち重要なものを亀岡市選定文化財（以下</p>

「選定文化財」という。)に選定することができる。

2・3 (略)

(管理又は保全に関する助言)

第10条 教育委員会は、指定文化財及び選定文化財の管理又は保全に関し、必要があると認めるときは、当該文化財の所有者等に対し、助言することができる。

(届出)

第11条 指定文化財の所有者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1)～(4) (略)

2 指定文化財及び選定文化財の所有者等は、当該文化財の現状を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(公開)

第12条 教育委員会は、指定文化財の所有者等に対し、公開の用に供するため指定文化財の出品を勧奨することができる。

(文化財保護委員会の設置)

第13条 教育委員会の附属機関として、亀岡市文化財保護委員会(以下「保護委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第14条 保護委員会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項を調査審議する。

2 保護委員会は、文化財の保存及び活用に関し、必要と認める事項について教育委員会に建議することができる。

(組織)

第15条 保護委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者及び文化財に関し識見の高い者の中から教育委員会が委嘱する。

3・4 (略)

「選定文化財」という。)に選定することができる。

2・3 (略)

(管理又は保全に関する助言)

第10条 市長は、指定文化財及び選定文化財の管理又は保全に関し、必要があると認めるときは、当該文化財の所有者等に対し、助言することができる。

(届出)

第11条 指定文化財の所有者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1)～(4) (略)

2 指定文化財及び選定文化財の所有者等は、当該文化財の現状を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(公開)

第12条 市長は、指定文化財の所有者等に対し、公開の用に供するため指定文化財の出品を勧奨することができる。

(文化財保護審議会の設置)

第13条 法第190条第2項の規定に基づき、亀岡市文化財保護審議会(以下「保護審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第14条 保護審議会は、市長の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項を調査審議する。

2 保護審議会は、文化財の保存及び活用に関し、必要と認める事項について市長に建議することができる。

(組織)

第15条 保護審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者及び文化財に関し識見の高い者の中から市長が委嘱する。

3・4 (略)

(会長及び副会長)

第16条 保護委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、保護委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 保護委員会は、会長が招集する。

- 2 保護委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 保護委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第18条 保護委員会に高度な知識及び技術をもって専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、限られた分野において、優れた知識及び技能を持つ者の中から教育委員会が選任する。
- 3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(会長及び副会長)

第16条 保護審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、保護審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 保護審議会は、会長が招集する。

- 2 保護審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 保護審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第18条 保護審議会に高度な知識及び技術をもって専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、限られた分野において、優れた知識及び技能を持つ者の中から市長が選任する。
- 3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。